議案第８号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

佐倉市長　　西　田　三十五

佐倉市条例第　　号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年佐倉市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３０」を「１００分の２３５」に改める。

第２条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３５」を「１００分の２３２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　第１条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。